

財務会計システム導入業務 仕様書

1. 業務の名称

この業務は、「財務会計システム導入業務」（以下「本業務」という。）とする。

2. 業務の目的

本業務は、宇和島地区広域事務組合（以下「組合」という。）の財務会計システム（以下「本システム」という。）について、導入から8年が経過していることから、最新環境への対応と内部事務のより一層の業務効率化を推進するため、優れた操作性・機能性を備えた費用対効果の高いシステムへの更新を目的とする。

3. 業務の概要

財務会計システム導入業務

- (1) ASP・SaaS方式でのクラウド型システムの導入
- (2) サービス提供上、庁舎内及びデータセンターに設置する必要があるハードウェア機器の調達
- (3) 本システムの稼働に必要な調査、テスト、環境設定データの移行、操作研修等

4. 調達範囲

本調達の範囲は、当該システムの構築・導入とし、仕様書記載の有無に関わらず当該システムが稼働するために必要なソフトウェア・機器の調達、現システムからのデータ移行、操作研修等の諸経費を含むものとする。

5. 適用範囲

本仕様書は、組合が実施する本業務に関して必要な事項を定めるとともに、受託者が履行しなければならない事項を定めたものである。

6. 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和6年3月15日（金）までとする。

ただし、成果品の提出期限は、協議により決定する。

7. システム稼働開始予定

令和5年10月上旬

なお、本システムは稼働以降5ヶ年間の運用・保守業務を別途委託予定としており、運用保守業務期間は、全システムの本稼働予定の令和6年4月1日から60か月間を想定している。

8. 対象施設

本業務におけるシステム導入対象施設及び所在地は以下のとおり。

施設名	所在地
管理課	宇和島市曙町1番地
広見斎場	北宇和郡鬼北町大字出目3369-2
ケアハウス	南宇和郡愛南町城辺乙561番地
寿楽荘	宇和島市保田甲798
きほく優愛の里	北宇和郡鬼北町大字近永455番地10
汚泥再生処理センター	宇和島市坂下津乙69番地1
環境センター	宇和島市祝森甲3799番地
消防本部	宇和島市丸之内5-1-18
光来園	宇和島市保田甲806
勝山荘	北宇和郡鬼北町大字上大野322
美沼荘	宇和島市三間町宮野下129
古城園	北宇和郡松野町大字豊岡4598番1
一本松荘	南宇和郡愛南町中川1438番1
城辺みしま荘	南宇和郡愛南町城辺乙561番地
ひろみ奈良の里	北宇和郡鬼北町大字奈良2067番地
柏寿園	南宇和郡愛南町柏1542番地1
湯乃香荘	宇和島市津島町山財5861番地

9. 基本情報

(1) 当組合の職員数

約800人

内訳：一般職員370人

会計年度任用職員(フルタイム)280人

会計年度任用職員(パート)150人

(2) クライアントPC端末

組合におけるシステム使用環境は以下とおり。

OS	Windows 10 Pro 64bit
CPU	Intel Corei5
メモリ	8GB
ストレージ	128GB
OFFICE ソフト	JUST Government
使用ブラウザ	MicrosoftEdge、Google Chrome

10. 導入業務に関する要件

(1) 基本方針

- ①関係法令、組合条例、組合規則等に則った運用が可能であること。
- ②容易に操作・運用でき、ビジュアル的に見やすく簡素なものであること
- ③システムの速度性能は、日常業務において、操作者にストレスを与えず、かつ、業務の効率的な進行に支障がないものとする。
- ④本業務を履行するにあたっては個人情報を取扱うため、「個人情報取り扱いに関する特記事項」に則り業務を履行すること。

(2) 基本要件

- ①導入するシステムは、セキュリティが完備されたデータセンターを活用したクラウド方式でのASP・SaaS サービスによるものとする。なお、データセンターへの接続は、SSLによる通信暗号化、接続元IPアドレス制限、VPN接続等を用い、通信内容の保護や外部からのアクセス制限が可能であること。
- ②「機能要件確認書（様式7）」に掲げる機能を備えていること。
- ③導入対象施設ごとの各機能のライセンス数（ユーザー数）は以下のとおりとする。

施設名	会計	財務会計	備品管理	契約管理	起債管理	人事給与
管理課	一般会計	15	3	3	2	5
広見斎場	一般会計	1	1	1		
ケアハウス	一般会計	1				
寿楽荘	一般会計	2	1	1		
きほく優愛の里	一般会計	3	1	1		
汚泥再生処理センター	一般会計	2	1	1		
環境センター	一般会計	2	1	1		
消防本部	一般会計	2	1	1		
光来園	企業会計		1	1		
勝山荘	企業会計		1	1		
美沼荘	企業会計		1	1		
古城園	企業会計		1	1		
一本松荘	企業会計		1	1		
城辺みしま荘	企業会計		1	1		
ひろみ奈良の里	企業会計		1	1		
柏寿園	企業会計		1	1		
湯乃香荘	企業会計		1	1		
合計		28	18	18	2	5

- ④原則として、伝票・納付書は既存のレイアウト通りカスタマイズを行うこと。
- ⑤組合のファイアウォール機器等に設定変更が生じる場合は、組合管理課総務係と綿密な調整を行い実施すること。
- ⑥本稼働後にカスタマイズを除くシステム改修費用が発生する場合は、受託者が負担すること。

(3) データセンター要件

- ①データセンターは、収容するシステムを安定して稼働する環境が確保できるものとし、費用面、運用及び管理、障害への耐性等の観点から最も適切な内容であること。
- ②ファイアウォール等のセキュリティ機器を設置し、アクセス制御を講じていること。また、組合が利用する領域について、他から不正に侵入できないよう措置を講じていること。(例：本システムのユーザーとして登録されたユーザー以外の者による、本システムへのアクセスを禁止する設定 など)
- ③電力の供給が停止した場合、サーバ機器をはじめデータセンター内の設備に影響を及ぼさない状態を確保できる能力を持つ非常用発電機が設置されていること。また、非常用発電機が起動するまで、サーバ機器等に十分な電力を供給できる能力を持つ無停電電源装置を整備していること。
- ④サーバ等機器の冗長化を図り、障害対策を講じていること。
- ⑤システムのバックアップデータは、最低7日間保持し、障害に備えること。
- ⑥データセンター側の回線は、ASPアプリケーションが快適に稼働する帯域を確保すること。
- ⑦クライアントパソコンのOSバージョンアップ等に対応できること。
- ⑧サーバに接続する台数分のクライアントアクセスライセンスを有すること。
- ⑨その他必要な関連機器については、過不足なく選定すること。

(4) データ移行要件

- ①データ移行は、職員負担を軽減するためのスケジュールや確認作業の効率的な実施に留意し、工程表、手順書等を策定のうえ、実施すること。
- ②移行するデータは、現行システムのデータを組合から CSV 形式のファイルで貸与するものとする。受託者は、当該 CSV ファイルを基に新システムを構築すること。

- ・会計名称情報 会計コード、会計名称等
- ・所属名称情報 所属コード、所属名称等
- ・歳入歳出科目名称情報 会計コード、科目コード等
- ・歳入歳出予算額情報 令和4年度 科目コード、予算額等
- ・金融機関情報 金融機関コード、支店コード等
- ・債権者情報 債権者コード、債権者名、口座番号等
- ・起債台帳情報 起債データ、償還データ等
- ・備品台帳情報 備品データ等
- ・職員台帳情報 人事基本データ、口座番号等

(5) マニュアルの作成・操作研修

- ①受託者は、訪問による操作研修を実施すること。また、組合担当職員に対し、システムの管理に関する説明を行うこと。
- ②操作マニュアルおよび研修マニュアルは、組合で編集可能な電子データとして提供すること。
- ③研修にかかる費用は受託者の負担とする。

11. 運用・保守に関する要件

- ①システム稼働後5ヶ年間の運用・保守業務を別途委託契約として実施すること。
- ②システムに障害が発生した場合、速やかに復旧体制の構築及び復旧作業を実施すること。
- ③システム稼働後の軽微な法令・制度改正等によるシステム改修等が発生した場合、保守契約の範囲内でバージョンアップを行うこと。
- ④操作方法やシステム障害に対応する窓口等の日中のサポート体制を常設すること。

12. 成果品に関する要件

- ①財務会計システム（所要のカスタマイズ含む）
- ②操作マニュアル（紙媒体A4版1部）
- ③研修会資料（紙媒体A4版1部）
- ④打合せ協議記録簿（紙媒体A4版1部）
- ⑤その他本業務で作成したデータ（紙媒体A4版1部）
- ⑥以上②～⑤に係る電子データ（CD-R、DVD-R等の電子媒体 1式）
※電子データのファイル形式は、ワード、エクセルで使用可能な形式又はPDF形式とする。

13. その他

- ①受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- ②受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次組合と連絡調整を行わなければならない。また、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、組合の求めに応じて業務状況の報告を行うこと。
- ③業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに組合が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- ④本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、組合と受託者が別途協議する。